

新旧対照表

新	旧
<p>1. 地域再生計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体概要 (略)</p> <p>5-2 法第五章の特別の措置を活用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 (略)</p> <p>[事業主体] (略)</p> <p>[施設の種類] (略)</p> <p>[事業区域] ・公共下水道 <u>旧佐土原町域 宮本、原、梅野、奈良木地区</u>  旧田野町域 合又、朝日町、三角寺、南原、 屋敷地区</p>	<p>1. 地域再生計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体概要 (略)</p> <p>5-2 法第四章の特別の措置を活用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 (略)</p> <p>[事業主体] (略)</p> <p>[施設の種類] (略)</p> <p>[事業区域] ・公共下水道 <u>旧佐土原町域 宮本、原、梅野、奈良木</u> <u>竹ヶ島、前牟田地区</u> 旧田野町域 合又、朝日町、三角寺、南原、 屋敷地区</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽(市町村設置型) 旧佐土原町域 西上那珂8地区、東上那珂一部</li> <li>・浄化槽(個人設置型) 旧佐土原町域および旧田野町域の公共下水道計画区域、農業集落排水区域、旧佐土原町域の西上那珂8地区、東上那珂一部を除いた区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽(市町村設置型) 旧佐土原町域 西上那珂8地区、東上那珂一部</li> <li>・浄化槽(個人設置型) 旧佐土原町域および旧田野町域の公共下水道計画区域、農業集落排水区域、旧佐土原町域の西上那珂8地区、東上那珂一部を除いた区域</li> </ul>
<p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 <u>平成17年度～平成20年度</u></li> <li>・浄化槽(市町村設置型) <u>平成17年度～平成21年度</u></li> <li>・浄化槽(個人設置型) <u>平成18年度～平成21年度</u></li> </ul>	<p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 <u>平成17年度～平成21年度</u></li> <li>・浄化槽(市町村設置型) <u>平成17年度～平成21年度</u></li> <li>・浄化槽(個人設置型) <u>平成18年度～平成21年度</u></li> </ul>
<p>[整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 <math>\Phi 75\sim 600</math> <u><math>L=22,652m</math></u> (うち単独事業 <u><math>L= 4,971m</math></u> 処理場 2箇所)</li> <li>・浄化槽 659基</li> </ul>	<p>[整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 <math>\Phi 75\sim 600</math> <u><math>L=28,546m</math></u> (うち単独事業 <u><math>L=11,530m</math></u> 処理場 2箇所)</li> <li>・浄化槽 659基</li> </ul>
<p>なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 <u>4,808人</u></li> <li>・浄化槽(市町村設置型) 1,032人</li> <li>・浄化槽(個人設置型) 1,020人</li> </ul>	<p>なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道 <u>5,335人</u></li> <li>・浄化槽(市町村設置型) 1,032人</li> <li>・浄化槽(個人設置型) 1,020人</li> </ul>

新			旧		
〔事業費〕			〔事業費〕		
・公共下水道		3,306,800 千円	・公共下水道		3,579,500 千円
	(うち交付金	<u>1,731,065</u> 千円)		(うち交付金	<u>1,873,850</u> 千円)
	単独事業費	<u>467,796</u> 千円		単独事業費	<u>733,550</u> 千円
・浄化槽(市町村設置型)		283,025 千円	・浄化槽(市町村設置型)		283,025 千円
	(うち交付金	94,339 千円)		(うち交付金	94,339 千円)
	単独事業費	67,600 千円		単独事業費	67,600 千円
・浄化槽(個人設置型)		120,480 千円	・浄化槽(個人設置型)		120,480 千円
	(うち交付金	40,160 千円)		(うち交付金	40,160 千円)
合計	(うち交付金	<u>3,710,305</u> 千円)	合計	(うち交付金	<u>3,983,005</u> 千円)
	単独事業費	<u>1,865,564</u> 千円)		単独事業費	<u>2,008,349</u> 千円)
		<u>535,396</u> 千円			<u>801,150</u> 千円
5-3 その他の事業			5-3 その他の事業		
(略)			(略)		
6. 計画期間			6. 計画期間		
(略)			(略)		
7. 目標達成状況に係る評価に関する事項			7. 目標達成状況に係る評価に関する事項		
(略)			(略)		
8. 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項			8. 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項		
(略)			(略)		